

3.4 業務妨害への対策実施

3.5 医学的な監督指導に責任のある内部サービス部門及び外部サービスセクションの機能する仕組み

3.6. 労働災害法の施行により確立された医療、看護又は製薬サービスの運営のしくみ

4. アスベスト在庫の存在

VII. 職場の装飾についての情報

1. 職場を飾る見解において実施された対策

2. 装飾に関する委員会への提案と、その提案に従った結果

[VII の 2 労働による心理社会的ストレスの予防に関する情報

1. 労働による心理社会的ストレス防止ためにとられた集団的予防措置:

A. 概要

B. 特に、職場において、他者と向かい合う労働者の保護

2. 心理社会的性質を持つ事件の反復

2.1 件数

2.2 性質

2.3 関係者の状況

3. 予防カウンセラーや匿名の担当者に直接報告された心理社会的性質の事件

3.1 非公式の介入

a. 匿名の担当者による介入件数

b. 予防カウンセラーによる介入件数

c. 当事者:

c.1 介入を要請している者の人数:

- c.1.1 雇用者
 - c.1.2 労働者
 - c.1.3 階級ラインのメンバー
- c.2 被告人数：
 - c.2.1 雇用者
 - c.2.2 労働者
 - c.2.3 階層ラインのメンバー
 - c.2.4 職場でのその他の人物
- d. 介入の性質別件数：
 - d.1 受理、助言
 - d.2 介入
 - d.3 和解
 - d.4 その他

3.2 公式の介入:

- a. 立証済みの苦情の合計件数
- b. 非公式の介入後に提起された立証済みの苦情の合計件数。
- c. 当事者
 - c.1 被害者数：
 - c.1.1 雇用者
 - c.1.2 労働者
 - c.1.3 階級ラインのメンバー
 - c.2 被告人数：
 - c.2.1 雇用者
 - c.2.2 労働者
 - c.2.3 階層ラインのメンバー
 - c.2.4 職場でのその他の人物
- d. 事実の性質別件数:
 - d.1 暴力
 - d.2 いやがらせ
 - d.3 セクシャル・ハラスメント
 - d.4 その他
- e. 対策数:
 - e.1 個々の対策
 - e.2 集団的措置
 - e.3 対策なし
 - e.4 労働における福利の為の一般的な監視管理による介入

4. 労働における暴力、いやがらせ、セクシャル・ハラスメントを含む、労働を原因とする心理社会的負担防止に関する王室法令 2007 年 5 月 17 日に規定されている事実の登録。

a. 記録された事実数。

b. 事実の性質別件数

b.1 肉体的暴力

b.2 心理的暴力

b.3 いやがらせ

b.4 セクシャル・ハラスメント

b.5 その他 (11: 王室法令 2007 年 5 月 17 日)

VIII. 適用された研修、情報、宣伝リソース

IX. スタッフに配布する文書や情報

X. 年次報告書が関係する翌年の作業年間行動計画の中で最も重要なテーマの概要。該当する場合は、実行の期日は本会計年度を超える。(8:王室法令 2007 年 1 月 29 日)

【付録 IV】

第 7 条 § 1、2° c) に規定する労働災害のインデックスカードの内容

II. インデックスカードの情報

1. 年
2. 当該年度中のインデックスカードの年代順のナンバー

II. 雇用者に関する情報

1. 姓、名、雇用者の完全な住所（郵便番号、市区町村、通り、番地）、会社番号、様々な施設を持つ雇用者の場合は、設立のユニット番号
2. 会社の目的

III. 被害者に関する情報

1. 姓、名、被害者の居住地（郵便番号、市区町村、通り、番号）
2. スタッフ登録番号
3. 職業区分
4. 性別
5. 国籍
6. 生年月日
7. 市民ステータス
8. 会社での通常の職業
9. ワークステーションの種類
 - 通常の職場
 - 臨時あるいは移動式職場
 - その他の職場
10. 仕事が始まった日付
11. 企業内の仕事の上席者
12. 事故当日の被害者の時間割

IV. 事故に関する情報

1. 事故現場
 - 会社の登録事務所で（正確な住所を提示のこと。II.1 を参照）
 - 公共の道路上—交通事故？ はい—いいえ
 - 別の場所（正確な住所を提示）
 - 一時的または移動建設現場であれば、建設現場の正確な通知番号を記載する。

2. 事故が起こった時、被害者はどこ（環境や場所のタイプ）にいたか？（例えば：メンテナンス室、トンネルの建設現場、畜産場、オフィス、学校、スーパーマーケット、病院、駐車場、体育館、ホテルの屋根、民間住宅、下水道、庭、道路、係留船の上、水中、等）
3. 日付、曜日、時間
4. 目撃者の住所及び氏名
5. 事故の詳細なレポート
6. 事故の性質
労働災害、または通勤中の事故
7. 事故の分類
 - 7.1 事故のタイプ
 - 7.2 事故が起こったとき被害者が行っていた基本的な活動（仕事の種類）や作業（広い意味で）を決定する。（例：製品処理、保存、土の運搬、新しい建物や建物解体作業、農業または林業の仕事、生きている動物に関する作業、介護、人の手伝い、教育、事務、購買、販売、美術、あるいは設置、解体、保守、修理、清掃等の作業等の様々なタイプのサイドライン作業）
 - 7.3 事故が起こった際に被害者が行っていた特定の活動を特定する。（例えば、機械に充填中、手工具での作業、なんらかの輸送手段で運転、握っている時、リフト、物を回転させる、積み荷を運ぶ、箱を閉じる、はしごに登る、走る、座る、等）及び関係した物体（例：ツール、機械、装置、材料、物、道具、化学物質など）
8. 同様の事故再発生を防ぐためにとられた対策
9. 犠牲者が事故の時に身に付けていたのはどのような防護服だったか？

V. 負傷に関する情報

1. 事故の影響:

- 1.1 一時就業不能もなく、プロテーゼの提供もない。
- 1.2 一時就業不能はないが、プロテーゼの提供がある。
- 1.3 一時就業不能
- 1.4 永久就業不能の条件
- 1.5 死、死亡の日

2. 負傷の分類

2.1 性質

2.2 場所

2.3 被害者が（身体的または心理的に）どのように負傷したか？ 傷害の原因となっているすべての異なる接触を重要性の高い順に記述。（例：電流、熱源あるいは危険物質との接触、溺れる、何かの下敷きになる、何かの中（ガス、液体、固形物）に閉じこめられる、物に押しつぶされる、物にぶつかる、衝突、切断器具あるいは尖った物との接触、何かの間や下に挟まれたり、押しつぶされたりする、作動中の装置とのトラブル、精神的ショック、動物あるいは人により受けた傷、等）及び関与があった物体（例：ツール、機械、装置、材料、オブジェクト、器具、物質等など）。

〔9: 王室法令 2007 年 4 月 9 日〕

インデックスカードは、表 A、B、C、D、E、F に表示される事柄を考慮し策定された。

インデックスカードにこれら表内の文言を、全て転写する必要がある。

表 A.—不規則な事件

傷害をもたらす直接の原因となった不規則な事件を記載する。連続した一連の原因の中から、最も近い時間内におきた傷害及び接触で、傷害に先立つひとつの事故のみ報告される。様々な原因が同時に起こった場合、最も顕著に見える唯一の原因のみが維持されなければならない。

| コード | 説明 |
|-----|----|
|-----|----|

- | | |
|----|---|
| 00 | 情報なし |
| 10 | 電氣的故障、爆発、火災に基づく不規則な事件。—具体的な特定はない |
| 11 | 導入の不具合に起因する電氣的故障—間接的接触をもたらした |
| 12 | 電氣的故障。—直接接触をもたらした |
| 13 | 爆発 |
| 14 | 火、炎 |
| 19 | グループ 10 に属する他の不規則な事件で、上記に記載がないもの |
| 20 | オーバーフロー、傾斜、漏れ、排水、蒸発、放電による不規則な事件 —具体的な特定はない |
| 21 | 固体状態—オーバーフロー、傾斜 |
| 22 | 液体状態—漏れ、漏出、排水、噴霧、飛沫 |
| 23 | 気体状態—蒸発、エアロゾル形成、ガス形成 |
| 24 | 粉末状—煙、塵、粒子の発生 |
| 29 | グループ 20 に属する他の不規則な事件で、上記に記載のないもの |

| コード | 説明 |
|-----|--|
| 30 | 問題の物体の破損、亀裂、滑り、転倒、崩壊。－具体的な特定はない |
| 31 | ジョイント部や接続上の材料の破損 |
| 32 | 破損、亀裂、破片/小片の原因（木材、ガラス、金属、石、プラスチック、その他） |
| 33 | それぞれの物体のスライド、転倒、崩壊　－被害者の上（被害者の上に落ちる） |
| 34 | それぞれの物体のスライド、転倒、崩壊　－被害者の下（被害者を引きずり込む） |
| 35 | それぞれの物体のスライド、転倒、崩壊　－被害者と同じ高さで |
| 39 | グループ 30 に属する他の不規則な事件で、上記に記載のないもの |
| 40 | 機械、輸送または搬送手段、手工具、物体、動物の制御喪失（完全または部分的） －具体的な特定はない |
| 41 | 機械（意図しない起動を含む）及び機械で処理された材料の制御の喪失（完全または部分的） |
| 42 | 運搬または輸送手段（電動か手動にかかわらず）の制御の喪失（完全または部分的） |
| 43 | 手工具（電動か手動にかかわらず）及び用具で処理された材料の制御の喪失 （完全または部分的） |
| 44 | 物体（運ばれた、移動された、処理された、等）の制御の喪失（完全または部分的） |
| 45 | 動物の制御の喪失（完全または部分的） |
| 49 | グループ 40 に属する他の不規則な事件で、上記に記載のないもの |
| 50 | 滑ったりつまずいたりして転倒、人の転倒　－具体的な特定はない |
| 51 | 人の転倒－高所から |
| 52 | 滑ったりつまずいたりして転倒－同じ高さでの転倒 |
| 59 | グループ 50 に属する他の不規則な事件で、上記に記載のないもの |
| 60 | 物理的負荷のない状態での身体の移動（一般的に外傷につながる）－具体的な特定はない |
| 61 | 切断する物体を踏む |
| 62 | 膝をつく、座る、何かに寄りかかる |
| 63 | 物体またはその速度によって捕捉あるいは引っ張られる |
| 64 | まとまりなく、制御されていない、または間違った動き |
| 69 | グループ 60 に属する他の不規則な事件で、上記に記載のないもの |
| 70 | 物理的負荷のある、あるいはない状態での身体の移動（一般的に内部の損傷につながる） －具体的な特定はない |
| 71 | 持ち上げる、運ぶ、立つ |
| 72 | 押す、引く |
| 73 | 降ろす、前屈みになる |
| 74 | 曲げる、回転する、振り向く |
| 75 | 重い荷物を持って走る、足元を取られる、転倒せず滑る |
| 79 | グループ 70 に属する他の不規則な事件で、上記に記載のないもの |

- 80 警告、恐怖、暴力行為、攻撃、脅威、そこに存在すること—具体的な特定はない
- 81 警告、恐怖
- 82 雇用のスタッフメンバー同士の暴力行為、攻撃性、脅威
- 83 業務を遂行している犠牲者に対する部外者からの暴力行為、攻撃性、脅威
(銀行強盗、バスの運転手など)
- 84 動物による攻撃、上にのしかかれる。

| コード | 説明 |
|-----|----|
|-----|----|

- | | |
|----|--|
| 85 | 被害者、または他者に繋がる他者、あるいは、危険にさらされた可能性のある者と居合わせる |
| 89 | 他の不規則な事件。グループ 80 に属する他の不規則な事件で、上記に記載のないもの。 |
| 99 | 本リストに記載されていない他の不規則な事件 |

表 B ・ 不規則な事件と関係する物体

不規則な事件と関係する物体の分類については、(最終の) 不規則な事件との接点がある物体のみが考慮されなければならない。(最終の) 不規則な事件との接点を持つ物体が複数思い出される場合は、その時間の最後の物体 (すなわち、損傷までの時間が一番短い物) ひとつが重要となる。

| コード | 説明 |
|-----|----|
|-----|----|

- | | |
|-------|---|
| 00.00 | 関与する物体がない、または情報なし |
| 00.01 | 関与する物体がない |
| 00.02 | 情報なし |
| 00.99 | グループ 00 に属する他の状況で、上記に記載のないもの。 |
| 01.00 | ビル、構造物、表面—地上レベル (内部または外部、固定または移動可能、一時的または永続的な) —具体的な特定はない |
| 01.01 | ビルの一部、構造物—ドア、壁、パーティション等、及び以下に参照されるような物 (窓、サッシ窓など) |
| 01.02 | 地上レベルの表面やウォーキングエリア—床 (内部または外部、農地、運動場、滑りやすい床、障害物のある床、釘のある厚板など) |
| 01.03 | 地上レベルの表面やウォーキングエリア —フローティング |
| 01.99 | 地上にあるグループ 01 に属している他の建物、構造物、表面上に記載のないもの。 |
| 02.00 | ビル、構造物、表面—高さのある (内部または外部) —具体的な特定はない |
| 02.01 | 地上建物の一部—固定 (屋根、テラス、開口部、階段、埠頭) |
| 02.02 | 構造物、高さのある表面—固定 (歩道橋、固定はしご、パイロン) |
| 02.03 | 構造物、高さのある表面—可動式 (移動タワーの足場、可動はしご、 |

クレーンのスキップと昇降プラットフォーム)

- 02.04 構造物、高さのある表面－仮の（一時的な足場、安全ベルト、安全ロープ）
- 02.05 構造物、高さのある表面－フローティング（ドリルプラットフォーム、はしけ上の足場）
- 02.99 高い位置にあるグループ 02 に属する他の建物、構造物、表面で上記に記載のないもの。

- 03.00 建物、構造物、表面－地下（内部または外部）－具体的な特定はない
- 03.01 掘削作業、窪み、穴、ピット、急傾斜、作業ピット
- 03.02 地下通路、トンネル
- 03.03 地下の水環境
- 03.99 地下にあるグループ 03 に属する他の建物、構造物、表面で上記に記載のないもの

- 04.00 材料、配送、ダクトの流通システム－具体的な特定はない
- 04.01 材料、供給口、配管の流通システム－固定－ホッパーを含む気体、液体、固体物質

| コード | 説明 |
|-----|----|
|-----|----|

- | | |
|-------|---|
| 04.02 | 材料、供給口、配管の流通システム－可動式 |
| 04.03 | 下水、排水 |
| 04.99 | グループ 04 に属する材料、供給口、配管の他の流通システムで上記に記載がないもの |
| 05.00 | モーター、エネルギーを送信・保存するシステム－具体的な特定はない |
| 05.01 | コンプレッサーやポンプを含むモーター、発電機（熱、電気・放射エネルギー） |
| 05.02 | （機械、空気圧、油圧、電気、電池、蓄電池など）エネルギーを送信し、保存するためのシステム |
| 05.99 | グループ 05 に属するその他のエネルギーを送信・保存するための他のシステムで上記に記載がないもの |
| 06.00 | 手工具－手動－具体的な特定はない |
| 06.01 | 手工具－手動－のこぎり |
| 06.02 | 手工具－手動－切断及びトリミング（ハサミ、カッター、トリミングばさみを含む） |
| 06.03 | 手工具－手動－研磨、掘る、カット、トリミング、刈る |
| 06.04 | 手工具－手動－スクラッチ（擦る）、研磨、磨く |
| 06.05 | 手工具－手動－ドリル、回す、ねじを締める |
| 06.06 | 手工具－手動－釘、リベットとホッチキス止め |
| 06.07 | 手工具－手動－縫う・編む |
| 06.08 | 手工具－手動－溶接や接着 |
| 06.09 | 手工具－手動－材料を抽出し、土台に使用する（農業機械を含む） |
| 06.10 | 手工具－手動－磨く、塗布、洗浄 |
| 06.11 | 手工具－手動－塗る |
| 06.12 | 手工具－手動－握って保持する |

- 06.13 手工具－手動－台所で使用する（ナイフを除く）
- 06.14 手工具－手動－医療および外科手術用－刺す、切断する
- 06.15 手工具－手動－医療および外科手術用－その他、切断しない
- 06.99 他の手工具－手動－グループ 6 に属する他の作業で上記に記載のないもの

- 07.00 手で操作する機械工具－具体的な特定はない
- 07.01 機械工具－のこぎり
- 07.02 機械工具－切断及びトリミング（ハサミ、カッター、トリミングばさみを含む）
- 07.03 機械工具－研磨、掘る、カット（大きい生け垣、09.02 参照）トリム、刈る
- 07.04 機械工具－スクラッチ、研磨、磨く（スリッター機械を含む）
- 07.05 機械工具－ドリル、回す、ねじを締める
- 07.06 機械工具－釘、リベットとホッチキス止め
- 07.07 機械工具－縫う・編む
- 07.08 機械工具－溶接や接着
- 07.09 機械工具－材料を抽出し、土台に使用する（農業機械及びコンクリート粉砕機を含む）
- 07.10 機械工具－磨く、塗布、洗浄（掃除機、高圧クリーナーを含む）
- 07.11 機械工具－塗る
- 07.12 機械工具－握って保持する
- 07.13 機械工具－台所で使用する（ナイフを除く）
- 07.14 機械工具－温める（乾燥機、ヒート・ガン、アイロンを含む）
- 07.15 機械工具－医療および外科手術用。刺す、切断する

| コード | 説明 |
|-----|----|
|-----|----|

- | | |
|-------|--|
| 07.16 | 機械工具－医療および外科手術用。その他、切断しない |
| 07.17 | 空気圧式スプレーツール（用具の詳細な記述なし） |
| 07.99 | グループ 07 に属する手動で作動する機械工具を使う作業で上記に記載のないもの。 |

- 08.00 手工具－電源表示なし－具体的な特定はない
- 08.01 手工具－電源表示なし－のこぎり
- 08.02 手工具－電源表示なし－切断及び切除（ハサミ、カッター、トリミングばさみを含む）
- 08.03 手工具－電源表示なし－研磨、掘る、カット、トリム、刈る
- 08.04 手工具－電源表示なし－スクラッチ（擦る）、研磨、磨く
- 08.05 手工具－電源表示なし－ドリル、回す、ねじを締める
- 08.06 手工具－電源表示なし－釘、リベット止め、ホッチキス止め
- 08.07 手工具－電源表示なし－縫う・編む
- 08.08 手工具－電源表示なし－溶接や接着
- 08.09 手工具－電源表示なし－材料を抽出し、土台に使用する（農業機械を含む）。
- 08.10 手工具－電源表示なし－磨く、塗布、洗浄
- 08.11 手工具－電源表示なし－塗る

- 08.12 手工具－電源表示なし－握って保持する
- 08.13 手工具－電源表示なし－台所で使用する（ナイフを除く）
- 08.14 手工具－電源表示なし－医療および外科手術用。刺す、切断する
- 08.15 手工具－電源表示なし－医療および外科手術用。その他、切断しない
- 08.99 その他の手工具－電源表示なし－グループ 08 に属する他の作業で上記に記載のないもの。

- 09.00 機械および装置－携帯用または可動式－具体的な特定はない
- 09.01 携帯用または可動式機械－掘削と土台工事用－採鉱、石/砂採石場、建設や公共事業用の機械
- 09.02 携帯用または可動式機械－基礎工事と農業用
- 09.03 携帯用または可動式機械－（基礎工事以外）－建設現場用
- 09.04 可動式床洗浄機
- 09.99 グループ 09 に属する携帯用あるいは可動式機械で、上記に記載のないもの。

- 10.00 機械および装置－固定－具体的な特定はない
- 10.01 発掘及び土台工事用の固定機械
- 10.02 こわす、砕く、フィルター、分別、混合、こねる等材料の下処理用機械
- 10.03 原料を加工する機械。化学的処理（炉及び発酵槽）
- 10.04 原料を加工する機械。熱加工（天火、乾燥設備、乾燥室）
- 10.05 原料を加工する機械。冷間加工（冷氣生成）
- 10.06 原料を加工する機械。他の加工
- 10.07 金型機械－圧縮、平板化
- 10.08 金型機械－ホットプレス、ラミネート、ロール機（紙製造用も含む）
- 10.09 金型機械－注入、押出成形、爆破、紡績、流し込み、熔融による
- 10.10 加工機－かんながけ、製粉、表面研削、研磨、光沢、回転、ドリル用
- 10.11 加工機－のこぎり
- 10.12 加工機－切断、分割、トリミング（糸鋸、ハサミ、切断機、ガス切断を含む）

| コード | 説明 |
|-----|----|
|-----|----|

- | | |
|-------|--|
| 10.13 | 表面加工のための機械－クリーニング、洗浄、乾燥、塗装、焼き付け |
| 10.14 | 表面加工のための機械－亜鉛めっきと電解表面処理 |
| 10.15 | 組立機械－（溶接、接着、くぎ打ち、ねじ締め、リベット締め、紡績、ケーブル通し、縫製及ホッチキス止め） |
| 10.16 | 調整、包装機械（充填、ラベル、シール等） |
| 10.17 | 特定の工業用機械（制御機械、テスト機械等の様々な機械） |
| 10.18 | 農業、畜産用の特別な機械で、上記の機械に属していないもの |
| 10.99 | その他の機械と装置－固定－グループ 10 に属するが、上記に記載がないもの |
| 11.00 | クローズまたはオープン輸送および貯蔵のためのシステム－具体的な特定はない |
| 11.01 | 固定ベルトコンベア、連続的輸送のための材料とシステム－トレッドミルベルト、 |

エスカレーター、空中ケーブル、圧延ライン等

- 11.02 貨物および乗客リフト、昇降搬入-物品リフト、昇降バケツ、ジャック
- 11.03 固定または可動式クレーン、車載、クレーン走行、吊した荷物用昇降装置
- 11.04 可動式輸送システム、トロリー（電動か手動にかかわらず）-手押し車、パレットフォークリフトなど
- 11.05 巻き上げ、留め、握る、などの様々な輸送手段の設備（結ぶ、フック、滑車装置などを含む）
- 11.06 貯蔵システム、包装、コンテナ（サイロ、貯水池、タンク、洗面器）-固定
- 11.07 貯蔵システム、輸送、コンテナ、ローディングバケツ-可動式
- 11.08 貯蔵、足場、荷台足場、荷台の補助物
- 11.09 中小サイズの包装用様々なアイテム、可動式（様々な木箱と樽、瓶、木箱、ガスフラスコ、消火器など）
- 11.99 クローズ・オープン輸送用あるいは貯蔵の他のシステムでグループ 11 に属するが上記に記載がないもの

12.00 陸上輸送用車両-具体的な特定はない

- 12.01 大型車両-トラック（貨物輸送）、バス、観光バス（旅客輸送）
- 12.02 軽車両-貨物・旅客の輸送
- 12.03 車両-電動か主導下にかかわらず、2輪あるいは3輪
- 12.04 陸路で他の交通手段：スキー、ローラースケート、等
- 12.99 グループ 12 に属する他の陸路交通車両で、上記に記載のないもの。

13.00 他の輸送車両-具体的な特定はない

- 13.01 車両-つり下げ式モノレールを含む貨車渡し：貨物輸送
- 13.02 車両-つり下げ式モノレールを含む貨車渡し：旅客輸送
- 13.03 船-貨物輸送
- 13.04 船-旅客輸送
- 13.05 船-釣り
- 13.06 航空機-貨物輸送
- 13.07 航空機-旅客輸送
- 13.99 グループ 13 に属する他の輸送車両で、上記に記載のないもの。

14.00 材料、オブジェクト、製品、機械の部品、壊す器具、ほこり-具体的な特定はない

- 14.01 建築材料-大小：プレハブ部品、ケース部品、梁、レンガ、瓦など

| コード | 説明 |
|-----|----|
|-----|----|

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 14.02 | 建築材料や機械の部品、車両：シャーシ、チェーンケース、ジャック、ホイール等 |
| 14.03 | 製造部品や成分、機械設置（これらの物体から派生した粒子や破片を含む） |
| 14.04 | 組み立て要素：ねじ、釘、ボルト等 |
| 14.05 | 粒子、ほこり、破片、粒子、飛沫、破片、その他の小さな部品 |

- 14.06 農産物－（穀物の粒、わら、他の農業生産を含む）
- 14.07 製品－農業、畜産（肥料や家畜の飼料を含む）
- 14.08 貯蔵されている製品－貯蔵の物質及びパッケージを含む
- 14.09 貯蔵されている製品－ロール（巻き）状とリール（糸巻き）状
- 14.10 積み荷－機械的輸送手段による移動
- 14.11 積み荷－巻き上げ機から吊す、クレーン
- 14.12 積み荷－手で使用する
- 14.99 他の材料、物体、製品、機械の部品でグループ 14 に属するが、上記に記載がないもの。

- 15.00 化学物質、爆発物、放射性物質、生体物質－具体的な特定はない
- 15.01 腐食剤、腐食性物質（固体、液体または気体）
- 15.02 危険、有害物質（固体、液体または気体）
- 15.03 可燃性物質（固体、液体または気体）
- 15.04 爆発物、反応性物質（固体、液体または気体）
- 15.05 特定の効果のないガス、蒸気（生物学的に不活性、窒息性）
- 15.06 放射性物質
- 15.07 生物学的物質
- 15.08 特定のリスクのない物質、材料（水、不活性材料等）
- 15.99 その他の化学物質、爆発物、放射性物質、グループ 15 に属する生物学的物質で、上記に記載のないもの

- 16.00 安全システムと安全装置－具体的な特定はない
- 16.01 安全システム－機械上
- 16.02 個人的保護システム
- 16.03 支援のためのシステムおよび機器
- 16.99 他の安全システムと安全装置グループ 16 に属するが、上記で記載されていないもの

- 17.00 オフィス機器やパーソナル機器、スポーツ用品、武器、家電製品
 - －具体的な特定はない
- 17.01 家具
- 17.02 装置－IT、オフィス、複写および通信
- 17.03 文房具－教育、執筆、図面（タイプライター、郵便料金別納証印刷機、引伸機、タイムレコーダー）
- 17.04 スポーツ、ゲームアイテム、機器
- 17.05 武器
- 17.06 個人の持ち物、衣類
- 17.07 楽器
- 17.08 家電製品、消費財、物体、リネン（プロ用）
- 17.99 他のオフィス機器やパーソナル機器、スポーツ用品、武器でグループ 17 に属するが、

上記に記載がないもの。

| コード | 説明 |
|-------|--------------------------------------|
| 18.00 | 生命体及び人間—具体的な特定はない |
| 18.01 | 木、植物、品種 |
| 18.02 | 動物—ペット、家畜 |
| 18.03 | 動物—野生動物、昆虫、ヘビ |
| 18.04 | 微生物 |
| 18.05 | ウイルス |
| 18.06 | 人 |
| 18.99 | 他の生命体グループ 18 に属するが、上記で記述がないもの |
| 19.00 | 大量の破棄物—具体的な特定はない |
| 19.01 | 大量の破棄物—物質、製品、材料、物体 |
| 19.02 | 大量の破棄物—化学物質 |
| 19.03 | 大量の破棄物—生物学的、植物性・動物性物質 |
| 19.99 | 他の大量括廃棄物でグループ 19 に属するが、上記で記述のないもの |
| 20.00 | 物理現象や天然元素—具体的な特定はない |
| 20.01 | 物理現象—騒音、自然放射線、光、電気アーク、過圧力、圧力下、圧力 |
| 20.02 | 自然と大気要素（水面、泥、雨、雹、雪、みぞれ、風の突風等を含む） |
| 20.03 | 自然災害（洪水、火山、地震、津波、燃焼、火災など） |
| 20.99 | 他の物理現象や天然元素でグループ 20 に属するが、上記で記述がないもの |
| 99.00 | リストに記載されていないが関与するその他の物体 |

表 C. —同様の事故の反復を防ぐためとられた対策

関係する領域

1. なし

2. 個々の要因

- 2.1 ワークステーション
- 2.2 トレーニング
- 2.3 指示の見直し
- 2.4 作業方法の監督
- 2.5 ワークステーションに対する物理的または心理的調整
- 2.6 その他の措置

3. 重要な要素

- 3.1 検査
- 3.2 メンテナンス

- 3.3 機器
- 3.4 個人または共有の保護具
- 3.5 作業環境に関連する自然環境や要因
- 3.6 その他の措置

表 D. 一事故の影響

1. 一時的な就業不能が予想される。事故日から作業の再開が期待されている日までの就業不能な暦日数。
2. 予想される長期的就業不能状態（死亡、長期の就業不能状態）。これは、死亡の場合 7500 日、あるいは 100%就業不能に基づき計算される。

部分的な就業不能状態の場合には、固定標準就業不能は、このインデックスカードが策定されている現時点で入手可能な情報に基づいて計算される。特に長期就業不能の医療提供に基づいており、この場合例外は以下の表のガイドラインに従う：

| | |
|-------------------------|-------|
| 1. 死亡..... | 7,500 |
| 2. 永久就業不能の合計..... | 7,500 |
| 3. 肘から上の腕の喪失..... | 5,450 |
| 4. 肘から下の腕の喪失..... | 4,900 |
| 5. 手の喪失..... | 4,450 |
| 6. 親指の喪失..... | 1,700 |
| 7. 指の喪失..... | 825 |
| 8. 2 指の喪失..... | 1,875 |
| 9. 3 指の喪失..... | 2,700 |
| 10. 4 指の喪失..... | 3,200 |
| 11. 親指と他の 1 指の喪失..... | 2,475 |
| 12. 親指と 2 指の喪失..... | 3,100 |
| 13. 親指と 3 指の喪失..... | 3,850 |
| 14. 親指と 4 指の喪失..... | 4,050 |
| 15. 脚（膝上から）の喪失..... | 6,000 |
| 16. 脚（膝・あるいは膝下）の喪失..... | 4,875 |
| 17. 足の喪失..... | 3,750 |
| 18. 足の親指と他の指の喪失..... | 500 |
| 19. 片眼の失明..... | 2,800 |
| 20. 両眼の失明..... | 7,500 |
| 21. 片方の耳の聴力の喪失..... | 1,500 |
| 22. 両耳の聴力の喪失..... | 6,000 |

表 E. 一損傷の種類

このリストは、職場での事故及び通勤中の事故を分類するために使用される。特に職業病は除外する。

一般的なコード付けの原則は：ひとつの事故で複数の傷害を受け、ひとつの傷害が他の傷害より明らかに重大である場合、より深刻な性質の基準を明確に満たしているグループに分類される必要がある。被害者が2種類以上の傷害を被っていて、それらのひとつが他よりも深刻と見なされることができない場合には、コード120の複数の負傷を使用する必要がある。

コード 説明

000 未知の損傷：
情報なし

010 外傷及び体表損傷

011 体表損傷
打撲傷、腫れ、血腫、擦り傷、傷、水疱、無毒昆虫で刺された、
表面的な傷を有するまた、頭皮の傷、表面的な傷、
異物が目や耳などの貫通する傷なども含む。
有毒動物の咬傷を含まない（コード071）

012 開放性損傷
裂傷、開放性外傷、切り傷、打撲傷、爪の損失、筋肉の傷、腱、神経損傷を含む。
外傷性切断、眼球の除去、目の剥離（コード040）複雑骨折（コード022）、
開放性外傷を伴う火傷（コード061）、表面の傷（コード011）を含まない。

013 組織の損失を伴う肉組織の外傷

019 他のタイプの外傷及び表面的な外傷

020 骨折

021 閉鎖骨折
単純な骨折を含む、関節の負傷（転位など）を伴う骨折、内部または神経損傷

022 開放骨折
身体の敏感な部分の傷害を伴う骨折を含む（複雑骨折）。

029 他のタイプの骨折

コード 説明

030 脱臼、捻挫と挫傷
筋肉、腱や関節骨の緊張に基づく格筋の急性の問題を含む

- 031 脱臼
 亜脱臼と四肢骨関節での変位を含む。
 脱臼骨折を含まない（コード 021）
- 032 捻挫と挫傷
 筋肉、腱（及び関節）の破損や断裂につながる過負荷、および過不可に基づくヘルニアを含む
 四肢骨の関節部で変位を含まない。その場合は 031 のコードを付ける必要がある。
 開いた傷を伴っている場合、012 のコードを付ける必要がある。
- 039 他のタイプの脱臼、捻挫、挫傷
- 040 外傷性切断（手足の損失）
 外傷性の眼の剥離、耳の損失を含む切断や挫傷、眼球除去を含む
- 041 切除
- 050 振盪及び内部損傷
 内部挫傷、出血、裂傷、脳損傷と内臓裂傷など骨折のないすべての内部損傷を含む
 解放性外傷（コード 012）と骨折に関連する傷害（グループ 020 のコード）は含まない。
- 051 振盪
 頭蓋内損傷を含む。
- 052 内部損傷
 胸部や腹部臓器、骨盤内臓器の損傷を含む。
- 053 治療されない場合生命を脅かすことになる振盪及び内部損傷
- 054 電気の危険な影響
- 059 他の種類の振盪及び内部損傷

コード 説明

- 060 火傷、熱傷（沸騰液による）と凍結
- 061 熱傷（熱、沸騰液体による）及び火傷
 熱い物体または火による火傷を含む、沸騰液体による熱傷;摩擦熱の傷、
 放射（赤外線）による火傷、日焼け、落雷の影響、電流による火傷、解放性外傷火傷
 火傷（コード 102）を除き放射線の影響を含まない
- 062 化学火傷（腐食）
 化学火傷を（外部火傷のみ）を含む
 腐食剤または腐食性物質（コード 071）の嚥下に基づく火傷は含まない
- 063 凍傷
 温度低下（凍結）の影響を含む。皮膚の厚み部分的損失、死んだ組織（壊死）
 異常な低い体温（低体温）と過度の寒冷による他の影響を含まない（コード 103）。

- 069 他のタイプの火傷。沸騰液体、凍結による火傷
- 070 中毒や感染症
- 071 急性中毒
有毒物質、腐食剤または腐食性物質の注射、経口摂取や吸入による急性効果、有毒動物による咬傷、一酸化炭素や他の有毒ガスによる窒息を含む。
外部の化学火傷（コード 062）、アナフィラキシーショック（コード 119）を含まない。
- 072 急性感染症
ウイルス、細菌その他感染性物質による感染を含む。
- 079 他の種類の中毒や感染症
- 080 溺死と窒息
- 081 窒息
圧縮、収縮または絞めつけによる窒息を含む、周囲の空気の酸素不足あるいは、減少による窒息、気管支に入った異物による窒息も含む。
一酸化炭素や他の有毒ガスによる窒息を含まない（コード 071）で定義されている窒息を含まない。
- 082 溺死及び非致命的な溺水
その他の非液体の塊（例えば、雪、泥等）の下に埋もれるなど、081 で定義されている窒息を含まない。

コード説明

- 089 他のタイプの溺死と窒息
- 090 騒音、振動、圧力の影響
- 091 急性の聴力障害
聴力の部分的または全体的損失を含む。
- 092 圧力の影響
空気と水の圧力（気圧外傷）の影響を含む。
- 099 その他の騒音、振動、圧力の影響
騒音による精神的な外傷、振動症候群などを含む。
- 100 極端な温度、光や放射線の影響
- 101 熱射病及び日射病
極端な自然熱や太陽放熱、（熱射病と日射病）人工熱を含む。
雷（コード 112）、日焼け（コード 061）によって引き起こされるショック症状を含まない
- 102 放射線の影響（非熱）
X 線の影響、放射性物質、紫外線、電離放射線、溶接機のフラッシュを含む。
- 103 温度低下の影響
偶発性低体温と温度低下の他の影響を含む。
凍傷を含まない（コード 063）
- 109 極端な温度、光や放射線の他の影響
- 110 ショック症状

- 111 攻撃・脅威後のショック
人からの攻撃や脅威後のショック、銀行強盗の後のショック、顧客からの攻撃後のショック、「社会的対立」を含む。
アナフィラキシーショック（コード 119）、外傷後ショック（コード 112）を含まない。
- 112 外傷性ショック
電気ショック、落雷によるショック、感電、けがに基づき即時またはその後のショックを含む
アナフィラキシーショック（コード 119）、人による攻撃や脅威（コード 111）、直接身体の傷害のない症例は含まない。

コード 説明

- 119 他のタイプのショック
直接的に身体上に傷害のない動物の攻撃、直接的に人によって引き起こされたのではなく、また直接被害者に身体上傷害を与えていない自然災害や他の事件、アナフィラキシーショックを含む。
- 120 多発外傷
このグループは、被害者が均等に重大な 2 種類以上の負傷を被った場合に制限される。
- 999 他の項目で特定の傷害とされていない他の傷害
このグループは、他の項目に組み込まれない他の傷害の分類にのみ適用する。
神経および脊髄の損傷、血管の損傷、自然のオリフィス（耳、口などの開口部）を介して体を貫通する異物など

表 F—身体の負傷した部分

異なった部位に関するグループとは、被害者が別の部位で様々な傷害を被り、ひとつが他より重傷ではない場合のみに使われるものとする。

もし事故が異なった部位で傷害を引き起こし、そのうちのひとつは、明らかに他よりも深刻である場合、その事故はもっとも深刻な部位と一致するグループに分類される。

コード 説明

- 00 特定されない体の負傷した部分
- 10 頭部（詳細な特定はない）
- 11 頭部（頭）、脳、脳の神経、血管
- 12 顔
- 13 目（片方/両方）
- 14 耳（片方/両方）
- 15 歯
- 18 頭部（様々な部位で負傷）

19 頭部（上記で記載がない他の部分）

20 脊柱及び首の脊椎を含む首

21 脊柱及び首の脊椎を含む首

29 首、上記で記載のない他の部分

30 背中（脊柱および背椎を含む）

31 背中（脊柱および背椎を含む）

39 背中（上記で記載がない他の部分）

40 体幹部や臓器（詳細な特定はない）

41 胸郭、関節を含む肋骨、肩甲骨

42 臓器を含む胸部

43 臓器を含む骨盤と腹部

コード 説明

48 様々な部位が負傷した体幹部（胴体）

49 体幹部（胴体）、上記に記載がない他の部分

50 上肢（詳細な特定はない）

51 肩と肩関節

52 肘を含む腕

53 手

54 指（1本/複数）

55 手首

58 様々な部位が負傷した上肢

59 上肢の上記で記載がない他の部分

60 下肢（詳細な特定はない）

61 腰と股関節

62 膝を含めた脚

63 足首

64 足

65 足の指（1本/複数）

68 様々な部位が負傷した下肢

69 下肢の上記で記載がない他の部分

70 更なる詳細な特定がされていない全身と様々な部位

71 全身（全身に及ぼす影響）